

第1回 認知症高齢者グループホーム等火災対策検討部会議事概要

1 日時

平成25年3月11日（月）14時から16時まで

2 場所

三田共用会議所3階大会議室

3 出席者

部会長 室崎 益輝 関西学院大学総合政策学部教授
委員 野村 歡 元国際医療福祉大学大学院教授
荒井 伸幸 東京消防庁予防部長
安藤 勝 千葉県消防局予防部長
石崎 和志 国土交通省住宅局建築指導課建築物防災対策室長
上田 孝志 札幌市消防局予防部長
勝又 浜子 厚生労働省老健局高齢者支援課認知症・虐待防止対策推進室長
河村 真紀子 主婦連合会事務局次長
佐々木 勝則 公益社団法人日本認知症グループホーム協会常務理事
柴原 慎仁 長崎市消防局予防課長（代理出席：鶴見康生予防審査係長）
渋谷 芳生 札幌市保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課事業指導担当課長
次郎丸 誠男 危険物保安技術協会特別顧問（元消防研究所所長）
山田 常圭 消防庁消防研究センター上席研究官

（事務局）

消防庁 審議官 武田俊彦 予防課長 渡邊洋己 予防課課長補佐 土屋直毅
設備専門官 守谷謙一 設備係長 竹本吉利

4 配付資料

資料1-1 「認知症高齢者グループホーム等火災対策検討部会」委員名簿
資料1-2 「予防行政のあり方に関する検討会」開催要綱
資料1-3 長崎県長崎市認知症高齢者グループホーム火災の概要
資料1-4 認知症高齢者グループホームにおける過去の火災について
資料1-5 認知症高齢者グループホーム等の概要

- 資料 1－6 認知症高齢者グループホーム等に係る消防法令等の概要
- 資料 1－7 スプリンクラー設備について
- 資料 1－8 平成 17 年度「認知症高齢者グループホーム等における防火安全対策検討会報告書」の概要
- 資料 1－9 主な検討課題について（案）

<参考資料>

- 参考資料 1 認知症高齢者グループホーム等に係る防火対策の更なる徹底について（H25. 2. 12消防予第 5 6 号）
- 参考資料 2 小規模社会福祉施設等に係る実態調査の実施について（依頼）（H25. 2. 22消防予第 4 5 4 号）
- 参考資料 3 認知症高齢者グループホームにおける防火安全対策の徹底及び点検について（H25. 2. 9厚生労働省事務連絡）
- 参考資料 4 スプリンクラー設備が未設置の認知症高齢者グループホームへの訪問調査の実施について（H25. 3. 1老推発0301第 1 号）
- 参考資料 5 障害者のグループホーム・ケアホームにおける防火安全体制等に関する訪問調査の実施について（H25. 3. 4障障地発0304第 1 号）
- 参考資料 6 認知症高齢者グループホームにおけるスプリンクラー設備の設置について（H25. 3. 4厚生労働省事務連絡）
- 参考資料 7 障害者グループホーム・ケアホームにおけるスプリンクラー設備の設置について（H25. 3. 4厚生労働省事務連絡）
- 参考資料 8 認知症高齢者グループホームにおける違反是正の徹底等について（H25. 2. 12国土交通省報道資料）
- 参考資料 9 平成 17 年度「認知症高齢者グループホーム等における防火安全対策検討会報告書」
- 参考資料 10 消防法施行令別表第 1（6）項ロに掲げる施設の概要
- 参考資料 11 スプリンクラー設備の設置に係る補助制度の概要

5 議事概要

（1）今回の火災の概要及び認知症高齢者グループホームの実態等について

【委員】 1階の発信器を押したのは誰か。また、通報の状況はどうか

→ 詳細は調査中であるが、発信器については従業員が押したと推測する。また、通報については中学校の教頭からであり、従業員又は在館していたオーナーからの通報ではなかったということ

である。

【委員】 鉄骨一部木造ということだが、この木造部分は増築ではないか。

→ 昭和63年に4階部分については無確認の増築がされている。これについては工事停止命令をしているが、それに従わずに増築がされてしまったと聞いている。

【委員】 建築基準法令違反について、平成22年に違反事項が見つかって指摘しているが、平成15年に開設した段階で同じような状況ではなかったか。

→ 寄宿舍からグループホームになると同じ寄宿舍という形になるため、基準法的に特段手続はされていないと思われる。

グループホームのチェックのときには、グループホームについての違反のチェックということだったので、4階部分については63年段階で違反は確認されていたが、グループホームと直接の関係はないということで、報告はされていなかったと聞いている。

【委員】 建築行政と消防行政の関連の強化について、一部不確認、要するに違反であれば建築物全体が違反建築物なのに施設を開設できたというところに仕組みの問題があるのではないかと考えている。

【委員】 火災通報装置は使われた形跡がなかったというか。

→火災通報装置は押されていなかったため消防機関に通報は行われていない。

【委員】 当市では、現在福祉部局と立ち入り検査を行っており、新たに9施設福祉部局から情報提供いただいた。また、スプリンクラーについて275平米以下の施設8施設中7施設が補助を活用して設置していた。

【委員】 介護従業者という方は、防火についての勉強・体験等をされるようなことがあるか。

→運営基準の中に、非常災害に関する具体的な計画を立てて、災害時の関係機関への通報とか、連携体制を整備して、必要な訓練を最低行うとなっている。

【委員】 ハード、ソフト両方合わせて安全対策を講じていくような議論をぜひ進めていただくようお願いしたい。

【委員】 建築基準法というのはもともと健全な成人を対象にした法律であって、その条文一つ一つが高齢者、障害のある人たちのことを考えた条文ではないため、もう少しきめの細かい対策がこれから必要になるのではないかというふうに感じている。

(2) 火災を踏まえた火災予防上の課題について

【委員】 1ユニット1名の介助者では、頑張ることのできる範囲を超えているような気がする。

【委員】 共同住宅の一部にこういった方々が入るような施設の人たちに優しい対応をするということも視野の中に入れていただきたい。

また、初期消火について、スプリンクラー以外のものについても幅広い検討をぜひお願いしたい。

【委員】 昨今、高齢者の事業所等々でも非常にいろんな形が出てきているため、これらの整理も含めたものが必要だと考えている。

【委員】 スプリンクラー基準の見直しというのは必要ではないかと考えている。

補助制度について、もっと豊かになれば、つけやすくなるような環境ができるのではないか。

また、火災時に1人の方が1ユニット分の避難の対応ができるかというのは困難である。福祉の行政等と連携をとりながら、増やしていけるような方向性を考えていただきたい。

【委員】 275平米にこだわるのではなくて、これをさらに拡大するという方向が必要ではないかと考えている。その場合、仮に面積の基準を275平米以下に拡大すると、既に自主設置で技術的な基準を満たしていないところを将来対処していく必要が出てくる。

「この建物にはスプリンクラーがもうついてますよ」という表示等があってもいいかなと考えている。

【委員】 いざ火災が起きてしまうと、9人のほとんど自力で避難できない方を夜間の場合は1人の職員で避難させなければいけないという現実は何ともし難いと思う。

観点として、実際には火災が起きる前の予防というのが一番大切だと思っている。

【部会長】 訓練がとても大切、訓練できちんと助け出す保証というものがなければ、スプリンクラーか何か別のもので対処しないといけないような気がしている。

(3) 今後のスケジュール

【事務局】 次回については、実態調査の結果も含めて5月ごろを目途に予定している。

第1回認知症高齢者グループホーム等火災対策検討部会後の追加意見

【委員】

- 1 資料1-3の6Pの表内に違反未是正の件数が669件とあるが、この数値について、GHの運営主体別の内訳を知りたい。
- 2 「消防庁での検討課題」「国交省での検討課題」「厚労省での検討課題」「省庁連携としての課題」などの整理をしてほしい。私は消防庁のみの対応では限界がある、との考えを持っている。
- 3 できる限り、どのような状況で人的被害が発生したのか、被害者の発生状況を整理して、検討部会に報告すること。

【委員】

- 1 自主設置した規格外スプリンクラー設備について
管内の認知症高齢者グループホームにおいて管内都道府県の福祉部局と情報の共有化を図ったところ、自主的にスプリンクラーを設置している施設の一部で住宅用スプリンクラー設備の設置や配管を金属管でなく塩ビ管としているなど、消防用設備等の技術基準に適合しないスプリンクラーを設置(管内都道府県は補助金を交付済)している施設が見受けられた。スプリンクラー設備の設置を275㎡未満にも義務化した場合には、既に自主的に設置した設備について、条件を付ける等によって一定の範囲内で認めることを考慮されてはいかがか。また、自主設置された設備を技術基準に適合させる為の補助金制度の検討をお願いしたい。
- 2 新規開設の場合について
認知症高齢者グループホーム等に対し各種法令(建築基準法、消防法等)違反が生じないように、開設前における福祉部局から消防部局や建築部局への情報提供、関係者から消防部局や建築部局への相談及び検査結果の届出、既存施設の違反の情報共有化など、社会福祉施設の違反発生防止及び違反是正指導体制に係る体制づくりが必要である。
- 3 具体的な避難の手法等の検討について
小規模社会福祉施設の従業員等が、自力避難困難者や認知症の人を避難させる手法及び適切な避難設備や避難器具を具体的に検討願いたい。(管内の公益財団法人防災救急協会では、平成25年度から小規模社会福祉施設の関係者に対する救出活動要領等の実務講習を予定しており、札幌市、横浜市等では既に同様の講習を実施している。)
- 4 総合的な防火安全対策の検討について
施設の特徴を踏まえた上で、日常的な出火防止、避難計画と避難対策、消防用設備等の設置などを検討(できればレーダー・チャートで施設の安全性を評価できると良い。)し、それらを基に対策と訓

練に取り組むことで総合的に防火安全対策を実施するスキームを検討して欲しい。(放火火災防止対策戦略プラン(平成16年12月)のイメージ)

5 火災通報装置の自動火災報知設備との連動について

火災通報装置と自動火災報知設備を連動させるには、場合により移報装置を設置する必要があることから、移報装置についても法令で位置づける(性能基準や維持管理義務等)とともに、設置にあたって補助金が活用できるよう検討をお願いしたい。

火災通報装置について、電話回線不備により通報されない事例が多いことから、電話回線を含めた点検・維持管理について整備する必要がある。

自動火災報知設備との連動については、非火災報などにより119番受付業務に支障を生じないように問題点を整理した上で実施した方が良い。

6 スプリンクラー設備の表示について

検討部会で述べた「スプリンクラー設備を設置した施設への表示」であるが、防火優良認定証のような標識ではなく、NHK受信料シールのようなものをイメージしている。(消防部局へスプリンクラー設備の設置届を提出し、検査した結果を福祉部局が確認し当該シールを交付する等)。

以上